

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金実施要領

(通則)

第1 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金(以下「補助金」という。)の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象者は、要綱第2条に定める中小企業者等とする。

2 前項に規定する対象者のうち、次のいずれかに該当する中小企業者等(以下「みなし大企業」という。)は対象から除く。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

3 前項における大企業とは、中小企業者以外のものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
- (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規定する指定支援機関(「ベンチャー財団」と基本約定書を締結したもの(「特定ベンチャーキャピタル」))
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合
- (4) 大学

4 共同研究体の形式要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員が補助事業に関して応分の役割を担うもの。
- (2) 上記の担うべき役割、費用負担、研究成果の帰属等について、契約書など書面による取り決めがあること。

(補助対象経費)

第4 要綱第7条に定める補助金の交付の対象となる経費の内容は、次のとおりとする。

(1) 「原材料費」

ア 研究開発に直接使用する原材料、副資材の購入に要する経費

(2) 「機械装置・工具器具費」

ア 研究開発に必要な機械装置または工具器具の購入、試作、改良、修繕、借用、据付に要する経費

ただし、以下に該当するものは除く

- ① 測定、分析、解析、評価等、当該装置単体で固有の性能が発揮される機械装置(以下「分析等機械装置」という。)であって、取得価格が50万円を越えるもの
- ② 汎用性が高く、使用目的が特定できないもの

- イ 研究開発の成果物に使用する機械装置や部品等の購入、試作、改良、修繕に要する経費
 - ウ キックオフステージにあっては、前記ア、イとも、取得価格が50万円以下のものに限る
 - (3) 「外注加工費」
 - ア 研究開発に必要な加工、組立、設計、プログラム開発等（「機械装置・工具器具費」に係るものを除く）を外注する場合に要する経費
 - (4) 「技術指導受入費」
 - ア 研究開発に技術指導の受け入れを必要とする場合に指導者等に支払われる経費
 - (5) 「研究開発委託費」
 - ア 研究開発に必要な調査研究を外部に委託する場合に必要となる経費(キックオフステージに限る)
 - イ 中小企業者の団体が行う研究開発の場合であって、その構成員である中小企業者に研究開発を委託する場合に支払われる経費
 - ウ 共同研究体の構成員に研究開発の委託をする場合に支払われる経費
 - エ 前記ア、イ、ウとも、補助対象経費総額の3分の2を超えない額とし、前記ウについては補助対象経費の6分の1を下限とする。
 - (6) 「直接人件費」
 - ア 補助事業者と雇用関係が結ばれた研究開発に直接従事する者(以下「研究関係従事者」という。)の直接作業時間に対し支払われる経費(チャレンジステージに限る)
 - イ 前記アは、補助対象経費総額の2分の1を越えない額とする
 - (7) 「産業財産権取得費」
 - ア 研究開発に係る特許、実用新案、意匠の出願および出願審査請求(または実用新案技術評価書の請求)に要する特許庁の手数料、弁理士への手続代行費用および翻訳料等ただし、以下に該当するものは除く
 - ① 拒絶査定に対する審判請求に要する経費
 - ② 訴訟に要する経費
 - イ 前記アは、補助対象経費総額の3分の1を越えない額とする
 - (8) 「その他の経費」
 - ア 研究開発に必要な試験、分析、検査等を外部委託する場合に要する経費
 - イ 研究開発に産業財産権等の導入を必要とする場合に所有権者に支払われる経費
 - ウ 研究開発の遂行に指導の受け入れを必要とする場合に支援者等に支払われる経費。ただし、チャレンジステージ(小規模事業者枠)での採択に限る
 - エ (1)から(8)以外で、知事が特に必要と認める経費
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業期間内に契約が発生し、補助事業期間内に(手形や小切手の場合は現金化され)支払いが完了した経費とする。

(補助対象経費に係る留意事項)

第5 要綱第7条に定める補助金の交付の対象となる経費については、経費区分ごとに、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 「共通」

- ア 補助対象経費の支払いは、原則として金融機関からの振込によるものとし、現金、回し手形、他取引との相殺による支払は認めないこととする。ただし、公的機関への支払いなど銀行振込による支払いが不可能である場合には、現金での支払いを認めることができる
- イ 金融機関からの振込により支払う場合は、補助対象経費のみを支払うこととし、振込手数料は補助対象外とする。ただし、仕入先等から補助事業者への請求書等において、

振込手数料が仕入先等の負担となることが明記されている場合には、振込額と振込手数料の合計額が支払額となるため、当該振込手数料を補助対象とすることができる

ウ 補助金の交付の対象となる経費の支払に係る証拠書類ならびに補助対象物件に係る書類等の整備、保管の期間は、要綱第24条に基づき5年とする。ただし、「機械装置等」を購入した場合には、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限を定める省令」（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に基づき、その該当償却期間を整備、保管の期間とする

(2) 「機械装置・工具器具費」

ア 分析等機械装置の購入は、取得価格50万円未満を除き、原則認めないこととする。ただし、地域の実情、使用頻度、価格等から、購入の場合の方が借用および依頼試験等より経済的である場合については認めることができる

イ 機械装置の借用は、当該補助事業において購入するには高額なもの、または分析等機械装置（取得価格50万円以上を含む）を借り上げる場合を対象とする

ウ 中古品の購入は、中古品市場においてその価格設定の適正性が明確な場合を除き、原則として、補助対象として認めないこととする

(3) 「技術指導受入費」

ア 技術指導受入費の対象となる経費は、原則として、指導者に支払われる謝金および旅費とする

(4) 「研究開発委託費」

ア 共同研究型による研究開発委託費で受託者が取得できる機械装置・工具機器については、取得価格が50万円未満のものに限る。

(5) 「直接人件費」

ア 直接人件費の対象となる研究開発業務とするもの、および研究開発業務と類似の業務で研究開発業務としないものは、以下のとおりとする

① 研究開発業務とするもの

研究開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告など

② 研究開発業務としないもの

i) 生産の円滑化を図るための生産工程のチェックや製品の検査・分析など、品質管理に関する活動

ii) パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる研究開発の域を脱して、経済的生産のために行われる機器設備などの設計

iii) 特許の出願および訴訟に関する事務手続き

iv) 一般従事者の研修・訓練などの業務

イ 直接人件費の額の算定は、研究関係従事者の時間給額に直接作業時間数を乗じた額とする

ウ 直接人件費の時間給額は、以下によるものとする

① 直接人件費の時間給額は、下式により算出する

$$\text{時間給額} = (\text{年間基本給} + \text{年間諸手当}) / \text{年間所定労働時間}$$

(注1) 諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費、管理職手当（技能職に対する手当を含む）、賞与とする

(注2) 法定福利費とは、健康保険、厚生年金保険、児童手当拠出金、介護保険、雇用保険の事業者負担分とする。ただし、第二厚生基金など通常の基金より上乗せをする経費は除く

② 給与形態が年俸制の場合については、上式における「基本給」を「年俸金額」と読み替えるものとする

- ③ 時間給額は、6,000円を限度とする
 - エ 直接人件費の直接作業時間数は、以下によるものとする
 - ① 就業規則等に定める一日の所定労働時間数を直接人件費の上限とする。
 - ② 就業規則等に定める勤務時間内における直接作業時間を補助対象とする。
 - ③ 直接作業時間数は、1,800時間を限度とする
 - オ 研究関係従事者が残業手当を支給されている場合は、残業時間を補助対象とすることができる。この場合の時間給額は、就業規則等に定める時間外単価と上記算定により求めた時間給額とを比較し、低い方の単価とする
- 2 補助事業者は、補助金の交付の対象となる経費について、経費区分ごとに、次のとおり留意しなければならない。
- (1) 「共通」
 - ア 補助対象物件の数量および金額は、当該補助事業のために必要最小限の範囲とする
 - イ 補助対象物件の支払いは、原則として、他の経費の支払いとは別にして行う。やむを得ず他の支払と一括して支払う必要がある場合には、補助対象経費および他の経費の明細をはっきりさせて整備、保管する
 - ウ 見積書、注文書、契約書または注文請書、納品書、検収調書、請求書、支払い関係、領収書等の証拠書類を整備、保管する
 - エ 収支の事実を記載する帳簿（補助簿）を整備、保管する
 - オ 補助対象物件のカタログ、仕様書、図面、取扱説明書、保証書等を整備、保管する
 - カ 補助対象物件には、補助対象物件であることを表示する
 - キ 補助対象物件は、当該補助事業以外の目的には使用しない
 - (2) 「原材料費」
 - ア 受払いの都度、材料の種別または仕様別に、受払年月日や受払数量等、必要事項を記入した受払簿を整備、保管する
 - イ 研究または試作の途上において発生した仕損じ品および研究に使用したテストピース等の補助対象物件は保管する
 - (3) 「機械装置・工具器具費」
 - ア 取得価格、技術的性能等を十分勘案の上購入する
 - イ 取得価格50万円以上の場合は、備品台帳を整備、保管するとともに、善良な管理者の注意をもって管理、運用する
 - ウ 機械装置を借用する場合は、借用の事実を確認できる写真等の記録を整備・保管する
 - (4) 「外注加工費」（「機械装置・工具器具費」における外注を含む）
 - ア 外注した機械装置等を当該外注先が保管するなど、補助事業者において当該機械装置等を保管しない場合は、当該機械装置等に係る預り書および保管状況が確認できる写真等を整備、保管する
 - (5) 「技術指導受入費」
 - ア 指導時間、指導内容、指導を受けた研究者氏名、図面・データ、記録写真などを記載した技術指導報告書（またはこれに類するもの）に指導者が署名押印したものを作成し、整備、保管する
 - (6) 「研究開発委託費」（「その他の経費」における委託を含む）
 - ア 契約書を取り交わすとともに、成績書や報告書等の成果物を整備、保管する
 - (7) 「直接人件費」
 - ア 研究関係従事者ごとの研究記録として、研究従事時間、研究内容等を記載した研究日誌を作成し、図面、データ、記録写真等とともに整備、保管する
 - (8) 「産業財産権取得費」
 - ア 補助事業期間内に出願手続きが完了していることが確認できる公的機関の書類等を整備、保管する

(9) 「その他の経費」

- ア 産業財産権を導入する場合は、弁理士鑑定による価格書、産業財産権に係る図面、仕様書等を整備、保管する
- イ 指導を受けた時間、指導内容、指導を受けた支援者氏名、などを記載した支援報告書（またはこれに類するもの）に支援者が署名押印したものを作成し、整備、保管する

(研究開発計画書の提出手続き)

第6 要綱第8条の規定に基づき補助金の交付の申請をしようとする者は、要綱様式第1号による研究開発計画書1通を知事に提出する。

2 前項の研究開発計画書には、次の書類を添付する。

- (1) 当該中小企業者等（法人である場合に限る。）の定款および登記簿謄本
- (2) 当該中小企業者等の最近2営業期間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容および事業用資産の概要を記載した書類等）
- (3) 事業を営んでいない個人にあつては、今後予定する事業内容および事業の用に供する資産の概要を記載した書類
- (4) 当該中小企業者等の概要を記載した書類（パンフレット等）
- (5) チャレンジ計画認定事業に基づき交付を受けたチャレンジ計画認定書の写しおよび当該認定の申請時に提出したチャレンジ計画に係る認定申請書の写し
- (6) 旧創造法に基づき補助金の交付の申請をしようとする者にあつては、研究開発等事業計画認定書の写しおよび当該認定の申請時に提出した研究開発等事業計画に係る認定申請書の写し

(研究開発計画書の審査基準等)

第7 要綱第9条に定める研究開発計画書の審査は、滋賀県技術開発関係補助金交付審査会設置要領別紙2に掲げる「研究開発計画書審査基準等」に基づいて行うものとする。

2 知事は、前項による審査結果に基づき補助事業として適当と認めるときは、次のような場合を除き、予算の範囲内で補助金の額の内示を行うものとする。

- (1) 研究開発計画が公序良俗に反するまたはそのおそれがあることが明らかな場合
- (2) 研究開発計画が関係法令違反またはそのおそれがあることが明らかな場合
- (3) 同一のテーマ・内容で国や地方公共団体、独立行政法人等から補助金、助成金の交付を受けている、または受ける予定が決まっている場合

(補助事業の変更等)

第8 要綱第13条第1項第1号に規定する補助事業の経費の配分または内容を著しく変更する場合とは、次の各号に定める場合以外の場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費配分のうち、経費区分ごとの20%以内、または10万円以内の変更をする場合
- (2) 補助の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合

(期間の延長)

第9 補助事業に係る期間の延長は、要綱第14条によって処理するものとする。この場合、期間の延長に当たっては、できる限り年度内に補助事業が完了するよう指示するものとするが、年度内に完了することが真にやむを得ない理由により、不可能である場合は、知事が認める期限まで延長できるものとする。

(遂行状況報告書の提出期限)

第10 要綱第15条に規定する特別の事業があると認められる場合とは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) 交付決定の日から9月30日までの期間が短く、実質的な研究の実施が不可能であると知事が判断する場合
- (2) 交付決定の日が、9月30日以降である場合。

(収益納付)

第11 要綱第22条に規定する県への納付額は、当該補助金の確定額から要綱第17条第3項に基づく納付額を控除した金額を限度とし、次の算出方法によるものとする。

$$G + H \leq D \text{ の場合} \quad I = G$$

$$G + H > D \text{ の場合} \quad I = D - H$$

ここで、

A：本年度収益額

補助事業の実施結果の企業化（製品の販売）、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による本年度の総収入額（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、当該会計年度以前の収入額を加算した額とする。）から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

B：控除額

補助事業に要した全経費のうち、中小企業者等が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。

$$B = (C - D) / 5$$

C：補助事業に要した全経費

補助事業の実績報告書に記載の決算総額をいう。

D：補助金確定額

補助事業の確定通知に記載の補助金額をいう。

E：本年度までの支出額

本年度までに補助事業に係る費用として支出したすべての経費をいう。

$$E = C + F$$

F：追加研究に要した経費

補助事業の確定通知に記載の補助金額をいう。

G：基準納付額

本年度収益額から控除額を差し引いた額に、補助金確定額を乗じ、本年度までの支出額で除した額をいう。

$$G = (A - B) \times D / E$$

H：累積納付額

前年度までの収益に伴う納付額および財産処分に伴う納付額の合計額をいう。

I：本年度納付額

本年度の収益に伴う納付額をいう。

(財産処分)

第12 要綱第17条第2項に規定する財産処分の定義は、以下のとおりである。

転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用

譲渡：処分制限財産の所有者の変更

交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換

貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更

担保に供する処分：処分制限財産に対する担保権の設定

廃棄：処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること

2 要綱第17条第2項の補助事業により取得し、または効用が増加した財産の処分制限期間については、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

3 財産処分の承認を要するものは、次のとおりとする。

(1) 補助事業によって試作されたものを処分する場合

(2) 試作品以外の補助対象物件を販売または処分若しくは目的外使用する場合

(3) 無形資産のうち、特許権、実用新案権および著作権を譲渡または実施権を設定する場合

4 要綱第17条第3項における財産処分による県への納付額は、以下のとおりとする。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額または貸付額が残存簿価相当額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額）に補助率（当該処分制限財産に対する補助金の確定額が補助対象経費に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換または廃棄の場合は、残存簿価相当額をもって処分したことにより得た収入とみなし、納付額は残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。

(3) 補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用がある場合は、当該費用に補助率を乗じた額を(1)または(2)の額から減じたものを納付額とする。

(4) 納付額は、当該補助金の確定額から要綱第22条に基づく納付額を控除した金額を限度とする。

（消費税および地方消費税の取扱い）

第13 補助事業者が課税事業者（免税事業者、簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税および地方消費税の仕入税額控除が適用される。これに伴い、補助事業に係る部分において消費税および地方消費税の還付金が発生することとなり、この還付と補助金交付が二重になるため、この部分に関して返還手続が必要となる。このため、本補助事業では、以下の手続により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について対応することとする。

(1) 申請段階で仕入税額控除の対象となる消費税および地方消費税相当分が確定する場合

交付申請書の提出に当たっては、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を明記の上、その額を差し引いた補助金額で申請を行う。

(2) 実績報告書提出段階で仕入税額控除の対象となる消費税および地方消費税相当分が確定する場合

実績報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を明記の上、その額を差し引いた補助金額で報告を行う。

(3) 補助金額確定後の仕入税額控除の対象となる消費税および地方消費税相当分が確定する場合

交付要綱様式第9号により速やかに報告し、これに基づき所要の返還相当額を県に納付する。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年12月22日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月15日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。